

青森県報

第八号

令和元年
五月二十二日
(水曜日)

目次

告 示

- 難病の患者に対する医療等に関する法律による医師の指定 (保健衛生課) …… 一
- 障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課) …… 二
- 職業訓練指導員試験の施行 (労政・能力開発課) …… 三
- 漁船保険付保義務の発生 (西北地域局) …… 三

公 告

- 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示 (行政経営管理課) …… 四
- 県営土地改良事業計画の決定 (農村整備課) …… 四
- 建設業者の許可の取消し (東青地域局) …… 四
- 右 同 (同) …… 五
- 右 同 (同) …… 五
- 右 同 (同) …… 五
- 右 同 (同) …… 五
- 出先機関 (中南地域局) …… 五
- 土地改良区の定款変更の認可 (東青地域局) …… 六
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (上北地域局) …… 六
- 公営企業 (病院長情報管理課) …… 七
- 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示 (病院長情報管理課) …… 七

告 示

青森県告示第五十五号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第六条第一項の規定により、医師を次のとおり指定したので、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第二百一十一号）第二十一条第一号の規定により公表する。

令和元年五月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

○ 右 同 …… (同) …… 七
○ 右 同 …… (同) …… 八

区指定医の氏名	主として指定難病の診断を行う医療機関		診療科	担当する年月日
	名	所在地		
北村 昌弥	一部事務組合下北医療センターむつ総合病院	むつ市小川町一丁目二の八	眼科	平成三・二・三
戚 美玲	ろくごう整形外科リハビリテーションセンター	八戸市小中野一丁目四の五二	整形外科、リウマチ科	三・三・一
相馬 純平	ゆのかわら医院	南津軽郡大鰐町大字大鰐字湯野川原九〇	内科、小児科、リハビリテーション科	三・三・五
平林 健	弘前大学医学部附属病院	弘前市大字本町五三	小児外科	三・三・六

医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定
田中直	田中憲太郎	澤田直也	平野貴大	村井康久	飯沼俊信	東大	奥山文	一戸淳	浅利ゆう子	村上祐介	佐藤権裕	一戸雅之
院学部附属病	東八戸病院	院学部附属病	院国民健康保	院学部附属病	院仁会尾野病	ニツク	院青森市民病	院仁会尾野病	病つがる総合	戸健康保険三	院佐藤病院	院国民健康保
五三	の保字西ノ平二五	五三	二〇の七	五三	竹五	番町七の一七	目一四の二〇	竹五	木町一二の三	九の一	目一の一	二〇の七八
科	精神科	内科	内科	内科	内科、外科	整形外科	内科	内科	病・代謝内科	科	内科、循環器科	内科、整形外科
三・四・二〇	三・四・八	三・四・二	〃	三・四・一	三・三・二〇	三・三・一九	三・三・三	三・三・八	〃	〃	〃	三・三・七

医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定
花田賢二	鈴木治	吉澤亮	高松杏子	海老名恵	海老名幸雄	高松幸生	高松幸生	小笠原尚志	川村知紀
院学部附属病	高松病院	高松病院	高松病院	高松病院	高松病院	高松病院	高松病院	院青森労働健康	院青森労働健康
五三	の二四九	の二四九	の二四九	の二四九	の二四九	の二四九	の二四九	町字南ケ丘一	町字南ケ丘一
循環器内科	精神科、内科	精神科、内科	精神科、内科	精神科、内科	精神科、内科	精神科、内科	精神科、内科	心臓血管外科	心臓血管外科
元令和 五・八	〃	〃	〃	〃	〃	三・四・三	〃	三・四・二	三・四・二

青森県告示第五十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和元年五月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名称 主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う所	指定年月日
社会福祉法人伸康会	弘前市大字独狐一丁目二の五	短期入所	障害者ケアホームら	令和元年六月一日
			弘前市大字宮園三丁目二の五四	

青森県告示第五十七号

令和元年度職業訓練指導員試験を次のとおり施行するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第四十五条第二項の規定により公示する。

令和元年五月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施期日

区 分	試験職種	期 日	学科試験	
			指導方法	関連学科 (系基礎学科及び専攻学科)
実技試験	電気工事科 溶接科	令和元年八月二十五日 (日)午後一時	全職種	電気工事科 溶接科 造園科 建築科 配管科

二 実施場所

区 分	試験職種	実施場所

実技試験	学科試験		試験場所
	指導方法	関連学科 (系基礎学科及び専攻学科)	
溶接科	全職種	電気工事科 溶接科 造園科 建築科 配管科	青森市中央三丁目一七の一 アピオあおもり
電気工事科	青森市大字野尻字今田四三 の二	青森県立青森高等技術専門 校	
		八戸市桔梗野工業団地二丁目五の三〇 青森県立八戸工科学院	

三 受験申請書の提出期限

令和元年六月三日（月）から同年七月十二日（金）まで。ただし、郵送による場合は書留郵便とし、同日までの消印のあるものは、有効とする。

四 その他試験に関し必要な事項

1 受験申請書の用紙及び受験案内は、青森県商工労働部労政・能力開発課及び各県立職業能力開発校で配布する。

2 受験申請書の提出先及び詳細についての問合せ先

青森市長島一丁目の一
青森県商工労働部労政・能力開発課 職業能力開発グループ
(電話〇一七―七三四―九四一五)

青森県告示第五十八号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったと認めたので、同法第一百二十二条の二第三項の規定により公示する。

令和元年五月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名	加入区の名称
西津軽郡深浦町大字深浦字浜町三〇三の一 山本 幸宏	深浦
西津軽郡深浦町大字横磯字下岡崎四八の一 佐藤 一文	
西津軽郡深浦町大字広戸字家野上一〇一の四二 山本 博文	

公 告

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和元年五月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 特定役務の名称及び数量
県庁舎等清掃業務委託一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県総務部行政経営管理課
青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
平成三十一年三月十五日
- 五 落札者の名称及び住所
東洋建物管理株式会社
青森市橋本一丁目七の三

六 落札金額

五千四百二十八万二千元

七 落札者を決定した手続

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を契約の相手方としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成三十一年二月一日

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、同心町地区の県営土地改良事業（ため池等整備事業（用排水施設整備））計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和元年五月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和元年五月二十三日から同年六月十九日まで

三 縦覧の場所

三戸町役場

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和元年五月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社佐藤工業

二 代表者の氏名 川崎優子

三 主たる営業所の所在地 東津軽郡平内町大字小湊字小湊三六の三

四 許可番号 青森県知事許可(般―二八)第一〇三八七号

五 取消年月日 平成三十一年四月十九日

六 取消しに係る建設業の許可

七 取消しに係る建設業の許可

土木工事業、とび・土工工事業及び舗装工事業に係る一般建設業の許可
平成三十一年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和元年五月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 おさない建築設計株式会社

二 代表者の氏名 長内秀貴

三 主たる営業所の所在地 青森市浜田二丁目二の七

四 許可番号 青森県知事許可(般―二七)第一〇〇五三八号

五 取消年月日 平成三十一年四月十九日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成三十年八月八日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一

項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和元年五月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社HIGH SPEED INTERNATIONAL

二 代表者の氏名 楠美雄大

三 主たる営業所の所在地 青森市桜川二丁目一八の五

四 許可番号 青森県知事許可(般―二九)第一〇〇八八〇号

五 取消年月日 平成三十一年四月十九日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実
平成三十一年三月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和元年五月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 木村工務店

- 二 氏名 木村榮治
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字松原東一丁目五の一七
- 四 許可番号 青森県知事許可(般一三〇)第二〇〇四二四号
- 五 取消年月日 平成三十一年四月十八日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成三十一年三月十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和元年五月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社佐藤千重機
- 二 代表者の氏名 長谷川桂二郎
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字折笠字宮川一〇七の五
- 四 許可番号 青森県知事許可(般一三〇)第二〇〇七五四号
- 五 取消年月日 平成三十一年四月十八日
- 六 取消しに係る建設業の許可
とび・土工工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成三十一年一月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、青森第二北部土地改良区の定款の変更を平成三十一年四月二十四日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和元年五月二十二日

東青地域県民局長 小笠原 博

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十七項の規定により、砂土路川土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和元年五月二十二日

上北地域県民局長 楠 美 祥 行

役員別の区別	氏名	住 所	就任及び退任の年月日
理事	佐々木君信	十和田市大字洞内字前田六二の二	平成三・四・二就任
〃	田高 忠美	〃 大字大沢田字早坂二九	〃
〃	山端 豊	〃 〃 字長根三七	〃
〃	野村 武美	上北郡東北町大字大浦字山添二	〃
〃	仁和 文雄	十和田市大字大沢田字前田二八の一	〃
〃	中野 均	〃 大字洞内字家ノ向二	〃
〃	宮本 正志	〃 大字大沢田字大沢田五	〃
〃	山崎 良一	〃 大字立崎字堤尻五二	〃
〃	佐々木幸隆	〃 大字八斗沢字八斗沢一三の二	〃
〃	西野 裕	〃 大字大沢田字大下内三〇の二	〃
〃	野月 藤男	〃 大字洞内字杉ノ沢三一	〃
〃	山端 孝弘	〃 大字大沢田字牛鍵三	〃
〃	立崎 和寿	〃 大字立崎字立崎五四の四	〃
監事			

理事	佐々木君信	〃	大字洞内字前田六二の二	三・四・一退任
〃	仁和 文雄	〃	大字大沢田字前田二八の一	〃
〃	田高 忠美	〃	字早坂二九	〃
〃	野村 武美	〃	上北郡東北町大字大浦字山添二	〃
〃	中野 均	〃	十和田市大字洞内字家ノ向二	〃
〃	宮本 正志	〃	大字大沢田字大沢田五	〃
〃	大下内 均	〃	字蒼前三の二	〃
〃	山崎 良一	〃	大字立崎字堤尻五二	〃
〃	佐々木幸隆	〃	大字八斗沢字八斗沢一三の二	〃
〃	山端 豊	〃	大字大沢田字長根三七	〃
〃	野月 藤男	〃	大字洞内字杉ノ沢三一	〃
〃	仁和 正一	〃	大字大沢田字下道六二の一	〃
〃	山端 孝弘	〃	字牛鍵三	〃

公 営 企 業

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和元年五月二十二日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

- 一 特定役務の名称及び数量
汎用画像管理システム等再構築業務委託 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県病院局運営部情報管理課
- 三 契約の方法
青森市東造道二丁目の一

随意契約

- 四 契約の相手方を決定した日
平成三十一年三月二十八日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
株式会社ファインデックス
愛媛県松山市三番町四丁目九の六
- 六 契約金額
四千四百四十八千円
- 七 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項第一号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。
- 八 契約の相手方を決定した手続
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な見積を行った者を契約の相手方としたものである。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和元年五月二十二日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

- 一 特定役務の名称及び数量
汎用画像管理システム等連携及び機能追加業務委託 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県病院局運営部情報管理課
- 三 契約の方法
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
平成三十一年三月二十八日

五 契約の相手方の名称及び住所

株式会社ファイナデックス

愛媛県松山市三番町四丁目九の六

六 契約金額

四千七百三十万四千円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項

第一号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な見積を行った者を契約の相手方としたものである。



特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和元年五月二十二日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

一 特定役務の名称及び数量

物品管理システム等再構築業務委託 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県病院局運営部情報管理課

青森市東造道二丁目一の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成三十一年三月二十八日

五 契約の相手方の名称及び住所

株式会社ソラスト青森支社

青森市長島二丁目二五の一 太陽生命ビル八階

六 契約金額

六千八百十四万四千四百円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項第一号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な見積を行った者を契約の相手方としたものである。

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭